

救急搬送における選定療養費の徴収開始について リーフレット・シールでお知らせします

<経緯>

茨城県の救急搬送件数は過去最多を更新し、その6割以上が大病院に集中していますが、うち半数が軽症であり、救急医療現場が今後更にひっ迫すれば、真に救急医療を必要とする方の救える命が救えなくなる事態も懸念されています。

このため、茨城県では、12月2日(月曜日)午前8時30分から、救急車要請時の緊急性が認められない場合に対象病院で、選定療養費が徴収されるようになります。

<笠間市の対応>

- 笠間市では、市内所在の茨城県立中央病院や近隣市町の病院が対象病院になっており、多くの市民に周知していく必要があります。茨城県ではホームページや広報紙「ひばり」にて周知していますが、笠間市では独自でリーフレットを作成し、11月7日(木)の回覧文書を通して周知します。
- 救急車を呼ぶか迷う場合の相談先「おとな救急電話相談#7119」、「子ども救急電話相談#8000」についても、笠間市では独自でシールを作成し、11月7日(木)から「広報かさま」と併せて全戸配布をし、周知します。

▼リーフレット表

救急搬送における
選定療養費の徴収について

令和6年10月24日現在

救急搬送における選定療養費とは？

救急搬送における選定療養費が徴収される目安

開始日時 令和6(2024)年12月2日(月曜日)午前8時30分から

対象病院 【笠間市】茨城県立中央病院 【茨城町】水戸医療センター 他 県内17病院
【水戸市】総合病院水戸協同病院、水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院

料 金 上記5病院は7,700円 他県内17病院は1,100円~13,200円の間の金額

▼リーフレット裏

救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

次で症状が医療機関にかかるときは、「とりあえず救急車」でなく、かかりつけ医や地域の診療所などを、通常の診療時間に受診してください。急いで受診するべきだった場合は、下記の救急電話相談へ相談ください。

ア 明らかに緊急性が認められない症状

イ 緊急性が低い症状

相談や案内

おとな救急電話相談(15歳以上) #7119
子ども救急電話相談(15歳未満) #8000

上記でつながらない場合 050-5445-2856

救急搬送における選定療養費の徴収についての詳細は
茨城県ホームページでご確認ください。

▼シール貼付イメージ



▼シール拡大イメージ



この件に関するお問い合わせ
笠間市役所 健康医療政策課 担当: 浦井
電話番号: 0296-77-9145 ファックス番号: 0296-77-1107 e-mail: kenko@city.kasama.lg.jp